

鳥取県公報

4 指摘事項

総務管財課

(1) 貸借契約に基づき一括して支払いしている県外事務所等の敷金、

保証金、協力費（金）などの整理がなされていない。鳥取県債権管理事務取扱規則により適確に記録整理されたい。

(2) 県庁舎周辺整備のため不動産（土地）4,564.74m²を実測により取得（購入）していたが、所有権移転登記は台帳面積4,120.42m²で登記していた。早急に地積訂正の登記手続をされたい。

(3) 国有地との交換を条件として、鳥取営林署周辺整備のため隣接民有地520.92m²を取得（購入）していたが、国有地との交換が不成立のまま現在に及んでいる。該土地は既に宮林署舎の敷地として使用されているので、早急に貸借契約を締結する等適切な措置を講ぜられたい。

ア 事業実績報告が決算書のみ提出され、実施した事業内容及び事業成果が報告されていない。補助金交付申請の際、提出した事業計画にて対応する事業実績報告書を繳されたい。

イ 補助金交付申請書による補助対象事業費37,148,000円に対して、

事業実績報告書の補助対象事業費は52,527,340円となつておらず、補助対象事業費が大きく変更されているにもかかわらず、あらかじめ知事の承認がなされていない。

ウ 補助金の交付にあたり、必要な交付条件が付されていない。補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付するとともに、この補助事業は将来継続して行なわれるものと思慮されるので、補助金交付要綱を制定することについてあわせて検討されたい。

財政課

地方課
検査課

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査执行者
鳥取県東京事務所 昭和45年10月8日 同 同
圓井 利男
遠藤 寿雄
山本 寿延

広報文書課
人事課
特記事項なし。

職員厚生課

(1) 鳥取県職員互助会に対して10,531,000円の補助金を交付していたが次の点に留意し、鳥取県補助金等交付規則の定めるところにより適正

な事務処理をされたい。
鳥取県大阪事務所 昭和45年6月2日 同 同
圓井 利男
遠藤 寿雄
山本 寿延

鳥取県北九州事務所	昭和45年10月2日	監査委員	山形 利男	同 山本 寿延
同	圓井 潔	同	圓井 潔	同
同	山本 寿延	同	山本 寿延	同
4 指摘事項	東京事務所	4 指摘事項	東部県税事務所	鳥取県西部県税事務所 昭和45年7月24日
(1) えびす寮の利用料金は、分任出納員が直接現金を持ち運びして出納員に引き継ぎしているが、事故を防止するため会計規則第21条第4項の規定に基づき収納するよう検討されたい。	中部県税事務所	同	山形 利男	同
大阪事務所	西部県税事務所	同	遠藤 寿雄	同
北九州事務所	特記事項なし。	同	山本 寿延	同
特記事項なし。	同	同	同	同
1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者	1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日
鳥取県自治研修所	昭和45年4月8日	監査委員 圓井 潔	県民課	昭和45年10月26日
同	同	奥田憲太郎	企画開発課	昭和45年10月26日
4 指摘事項	特記事項なし。	企画開発課	監査委員 山形 利男	監査委員 山形 利男
1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者	1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日
鳥取県東部県税事務所	昭和45年8月4日	監査委員 山形 利男	交通対策課	昭和45年10月26日
同	同	圓井 潔	監査委員 山形 利男	同 圓井 潔
同	同	遠藤 寿雄	監査委員 山形 利男	同 遠藤 寿雄
同	同	山本 寿延	監査委員 山形 利男	同 遠藤 寿雄
4 指摘事項	4 指摘事項	統計課	監査委員 山形 利男	監査委員 山形 利男
鳥取県中部県税事務所	昭和45年7月17日	監査委員 山形 利男	昭和45年10月28日	監査委員 山形 利男
同	同	圓井 潔	同	同
同	同	遠藤 寿雄	企画開発課	同

(1) 中海地区新産業都市建設協議会の運営負担金として、島根県に197,061円を一般会計から支出しているが、これは、中海地区新産業都市建設協議会特別会計設置の趣旨からして、一般会計から当該特別会計にといったん繰入れして、当該特別会計から負担金として支出するのが適当である。

交通対策課
統計課

特記事項なし。

4 国民年金課	昭和45年 9月 22日	監査委員	山形 利男
		同	圓井 潔
1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者	4 医務課
厚生援護課	昭和45年 9月 21日	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄	昭和45年10月 28日 同 同
		予 防 課	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄
婦人・童課	昭和45年10月13日	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄	昭和45年10月 26日 同 同
同和対策課	昭和45年 9月 17日	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄	環境保全課 昭和45年10月 26日 同 同
保健課	昭和45年 9月 22日	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄
		4 指摘事項 厚生援護課	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄
			(1) 老人福祉法に基づいて、居住地を有しないか又は明らかでない老人 を米子市が白寿荘に収容保護した措置費に対する県負担金について、 137,944円の交付決定を行ない、そのうち108,366円を概算交付して いるが、実績報告書を徵していない。島根県補助金等交付規則に基づ

いて実績報告書を繳し負担金の額の確定を行なわれたい。

婦人兒童課

- (1) 保母修学資金貸付規則の運用について、次の点を留意されたい。

ア 貸付金の滞納については、「鳥取県債権管理事務取扱規則」に基づく督促を行なうこと。

イ 正当な理由がなくて、毎月修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、同規則第14条の規定に基づく延滞利子を徴収すること。

ウ 同規則第12条第4号（その他履行の猶予をする必要があると知事が認めたとき。）の規定に基づく返還の債務の履行猶予について、次のようなものを猶予していることは適当でない。本規定の運用については厳重に取り扱うこと。

なお、履行猶予の期間についても、同一事由にもかかわらず2年～3年猶予しているが、いたずらに長期にわたらないよう留意して債権の確保につとめること。

(ア) 県外の施設に勤務していることを理由とするもの。

(イ) 結婚により財政困難を理由とするもの。

同和対策課

- (1) 部落解放同盟県連合会に対して補助金400,000円を交付しているが、補助事業のうちの一部について内容に著しい変更があつたにもかかわらず、そのまま補助金の額の確定をしている。事前に補助事業の内容の変更承認申請書を繳して、その承認の手続きを行なうべきである。

保 险 課

国民年金課

衛 生 課

特記事項なし。

医 務 課

(1) 看護職員充足対策事業として貸付けている修学資金の返還については、次の事項を留意のうえ債権の確保を図られたい。

ア 修学資金の滞納にかかるものについては、「鳥取県債権管理理事事務取扱規則」に定める督促を行なうこと。

イ 正当な理由がなくて、毎月貸付金を返還しなかつたときは、「保健婦、助産婦看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則」第15条の規定に基づき延滞利子を徴収すること。

予 防 課

(1) 母子保健推進員の設置に伴う交付において、町村の実績報告書が一部未提出にもかかわらず、厚生省に実績報告書を提出しているが、このような事務処理は厳に慎まなければならない。

(2) 身体障害児、結核児童および未熟児にかかる医療の給付の申請に必要とする誤訛証明については、画一的に微することなく、申請人の所得状況に応じて、最小限の関係機関の証明を繳して、住民にいたづらに余分な手数をかけないよう留意されたい。

環境保全課

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 鳥取県東部福祉事務所 昭和45年6月22日 同 國井 利男
2 監査執行年月日 3 監査執行者

5

鳥取県中部福祉事務所 昭和45年5月27日	同	遠藤 寿雄	更生相談所
	監査委員 山形 利男	圓井 潔	鳥取県精神薄弱者
	同 圓井 潔	同 同	更生相談所
	同 遠藤 寿雄	同 同	鳥取県立身体障害者
鳥取県西部福祉事務所 昭和45年6月11日	監査委員 山形 利男	同 同	更生指導所
	同 圓井 潔	同 同	
	同 遠藤 寿雄	同 同	
4 指摘事項	4 指摘事項	4 指摘事項	4 指摘事項
各福祉事務所	各福祉事務所	各福祉事務所	各福祉事務所
(1) 寡婦福祉資金のうちの結婚資金の貸付について、貸付申請書の添付書類として、婚姻する者が寡婦が現に扶養している子であることを証明する書面を要することとなつてあるが、これの添付がないものに貸付している。適正な貸付事務をされたい。	(1) 原材料の購入にあたり、所定の物品購入伺書によつていいものがあつたので是正されたい。	(1) 原材料の購入にあたり、所定の物品購入伺書によつていいものがあつたので是正されたい。	(1) 原材料の購入にあたり、所定の物品購入伺書によつていいものがあつたので是正されたい。
東部福祉事務所	東部福祉事務所	東部福祉事務所	東部福祉事務所
(1) 児童福祉費負担金および母子福祉資金償還金の滞納については、滞納整理票により整理をし的確な債権管理をされたい。	(1) 児童福祉費負担金および母子福祉資金償還金の滞納については、滞納整理票により整理をし的確な債権管理をされたい。	(1) 児童福祉費負担金および母子福祉資金償還金の滞納については、滞納整理票により整理をし的確な債権管理をされたい。	(1) 児童福祉費負担金および母子福祉資金償還金の滞納については、滞納整理票により整理をし的確な債権管理をされたい。
西部福祉事務所	西部福祉事務所	西部福祉事務所	西部福祉事務所
(1) 母子福祉資金のうちの修学資金の貸付について、貸付申請書の添付書類として、在学証明書を要することとなつてあるが、入学試験の合格証明書によつて貸付しているものがある。適正な貸付事務をされたい。	(1) 母子福祉資金のうちの修学資金の貸付について、貸付申請書の添付書類として、在学証明書を要することとなつてあるが、入学試験の合格証明書によつて貸付しているものがある。適正な貸付事務をされたい。	(1) 母子福祉資金のうちの修学資金の貸付について、貸付申請書の添付書類として、在学証明書を要することとなつてあるが、入学試験の合格証明書によつて貸付しているものがある。適正な貸付事務をされたい。	(1) 母子福祉資金のうちの修学資金の貸付について、貸付申請書の添付書類として、在学証明書を要することとなつてあるが、入学試験の合格証明書によつて貸付しているものがある。適正な貸付事務をされたい。
1 監査実施箇所名	1 監査実施箇所名	1 監査実施箇所名	1 監査実施箇所名
2 監査執行年月日	2 監査執行年月日	2 監査執行年月日	2 監査執行年月日
3 監査執行者	3 監査執行者	3 監査執行者	3 監査執行者
鳥取県立母来寮 昭和45年5月27日	監査委員 山形 利男	監査委員 山形 利男	監査委員 山形 利男
	圓井 潔	圓井 潔	圓井 潔
	同 同	同 同	同 同
	遠藤 寿雄	遠藤 寿雄	遠藤 寿雄
	奥田憲太郎	奥田憲太郎	奥田憲太郎
4 指摘事項	4 指摘事項	4 指摘事項	4 指摘事項
特記事項なし。	特記事項なし。	特記事項なし。	特記事項なし。
1 監査実施箇所名	1 監査実施箇所名	1 監査実施箇所名	1 監査実施箇所名
2 監査執行年月日	2 監査執行年月日	2 監査執行年月日	2 監査執行年月日
3 監査執行者	3 監査執行者	3 監査執行者	3 監査執行者
鳥取県中央児童相談所 昭和45年4月6日	監査委員 山形 利男	監査委員 山形 利男	監査委員 山形 利男
	圓井 潔	圓井 潔	圓井 潔
	同 同	同 同	同 同
	遠藤 寿雄	遠藤 寿雄	遠藤 寿雄
	奥田憲太郎	奥田憲太郎	奥田憲太郎
4 指摘事項	4 指摘事項	4 指摘事項	4 指摘事項
特記事項なし。	特記事項なし。	特記事項なし。	特記事項なし。
1 監査実施箇所名	1 監査実施箇所名	1 監査実施箇所名	1 監査実施箇所名
2 監査執行年月日	2 監査執行年月日	2 監査執行年月日	2 監査執行年月日
3 監査執行者	3 監査執行者	3 監査執行者	3 監査執行者
鳥取県倉吉児童相談所 昭和45年4月10日	監査委員 山形 利男	監査委員 山形 利男	監査委員 山形 利男
	圓井 潔	圓井 潔	圓井 潔
	同 同	同 同	同 同
	遠藤 寿雄	遠藤 寿雄	遠藤 寿雄
	奥田憲太郎	奥田憲太郎	奥田憲太郎

鳥取県米子児童相談所昭和45年4月15日	監査委員 山形 利男	特記事項なし。
同	圓井 潔	1 監査実施箇所名
遠藤 寿雄	2 監査執行年月日	3 監査執行者
中央児童相談所	昭和45年7月15日	山形 利男
倉吉児童相談所	同	圓井 潔
特記事項なし。	同	遠藤 寿雄
米子児童相談所	同	山本 寿延
(1) 児童福祉法第27条の規定により、養護施設に措置した児童が一時帰省した場合の措置停止通知書による措置停止期間と養護施設から請求のあつた措置費(委託料)の措置停止期間の異なっているものがあつたので留意されたい。	4 指摘事項	4 指摘事項
1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
鳥取県婦人相談所	昭和45年2月13日	監査委員 山形 利男
同	圓井 潔	1 監査実施箇所名
同	遠藤 寿雄	2 監査執行年月日
奥田憲太郎	昭和45年2月18日	3 監査執行者
同	同	監査委員 山形 利男
同	遠藤 寿雄	4 指摘事項
奥田憲太郎	同	特記事項なし。
4 指摘事項	4 指摘事項	4 指摘事項
特記事項なし。	特記事項なし。	特記事項なし。
1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
鳥取県立喜多原学園	昭和45年5月25日	監査委員 山形 利男
同	同	監査委員 山形 利男
遠藤 寿雄	同	4 指摘事項
奥田憲太郎	同	特記事項なし。
1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
4 指摘事項	4 指摘事項	4 指摘事項
7	同	同

鳥取県鳥取保健所	昭和45年4月9日	監査委員	奥田憲太郎	鳥取県立厚生病院	昭和45年8月3日	監査委員	山形 利男
鳥取県郡家保健所	昭和45年4月9日	監査委員	奥田憲太郎	同	圓井 淳	監査委員	圓井 淳
鳥取県浜村保健所	昭和45年4月21日	監査委員	山形 利男	同	遠藤 寿雄	監査委員	遠藤 寿雄
		同	圓井 淳	同	山本 寿延	監査委員	山本 寿延
鳥取県倉吉保健所	昭和45年4月22日	監査委員	山形 利男	4 指摘事項	(1) 期間外費用 876,473円を予算措置をしないで執行していることは適当でない。(厚生病院)	監査委員	山形 利男
鳥取県米子保健所	昭和45年5月20日	監査委員	圓井 淳	(2) 資本的収支において、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1,630,667円を未払金の運用で措置したとしていることは適当でない。	監査委員	圓井 淳	
鳥取県銀山保健所	昭和45年5月21日	監査委員	山形 利男	(3) 診療報酬患者自己負担分の未収金で昭和43年度以前発生分は、中央病院6,051,614円(685件)、厚生病院898,414円(50件)となつていい。これらの回収促進について、特に中央病院においては格段の努力をされたい。	監査委員	圓井 淳	
4 指摘事項		同	遠藤 寿雄	(4) 物品の購入にかかる契約事務については、従来の慣習による便宜的な処理が多く、公会計の原則とする競争契約が等閑視されている傾向にあるので、合法的な事務処理のうえ、物品購入の効率的運用を図られたい。(両病院)	監査委員	圓井 淳	
特記事項なし。				(5) 補助金を財源の一部として取得した有形固定資産の減価償却額の算出において、地方公営企業法施行規則第8条第4項の規定の適用について統一を図られたい。(両病院)	監査委員	圓井 淳	
1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者	4 指摘事項	(6) 県立高等看護学院管理規則第23条の規定に基づく学生の治療費の一部負担について均衡を失しないよう検討されたい。(両病院)	監査委員	圓井 淳	
鳥取県衛生研究所	昭和45年4月7日	監査委員 圓井 淳		(7) 社会保険診療報酬支払基金等に対する未収金として、昭和43年度分	監査委員 圓井 淳	監査委員 圓井 淳	
		同 同			監査委員 圓井 淳	監査委員 圓井 淳	
		同 同			監査委員 圓井 淳	監査委員 圓井 淳	
		同 同			監査委員 圓井 淳	監査委員 圓井 淳	

1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行人者	4	垂糸課	昭和45年10月6日	監査委員	山形 利男	
鳥取県内職公共	昭和45年5月14日	監査委員	山形 利男	圓井 潔	林務課	昭和45年10月6日	監査委員	山形 利男	圓井 潔	利男 潔	
職業補導所	同 同	遠藤 寿雄	同 同	遠藤 寿雄	同 同	奥田憲太郎	造林課	昭和45年10月6日	監査委員	山形 利男	
特記事項なし。											
1	監査実施箇所名	2	監査執行年月日	3	監査執行人者	4	水産課	昭和45年10月28日	監査委員	山形 利男	
農政企画課	昭和45年10月26日	監査委員	山形 利男	圓井 潔	耕 地 課	昭和45年10月5日	監査委員	山形 利男	圓井 潔	利男 潔	
		同 同	遠藤 寿雄	同 同	同 同		監査委員	山本 寿延	圓井 潔	利男 潔	
農業指導課	昭和45年10月9日	監査委員	山形 利男	遠藤 寿雄	4 指摘事項	農政企画課		監査委員	山本 寿延	利男 潔	
農業振興課	昭和45年10月9日	監査委員	山形 利男	遠藤 寿雄		(1) 財團法人鳥取県農業開発公社の借入金の利子に対し、利子補給金11,982円を交付しているが、この補助金の決定をしたときは、その決定の内容および必要な条件を具体的に補助事業者に明示する必要があるにもかかわらずこれがなされていない。将来本事業に対しても継続的に補助することが予想される場合には交付要領等を定め処理する必要がある。		監査委員	山形 利男	圓井 潔	利男 潔
農産園芸課	昭和45年10月16日	監査委員	山形 利男	遠藤 寿雄			監査委員	山本 寿延	遠藤 寿雄	利男 潔	
		同 同	圓井 潔	同 同			監査委員	山形 利男	圓井 潔	利男 潔	
畜産課	昭和45年10月12日	監査委員	山形 利男	遠藤 寿雄	4 指摘事項	農業指導課		監査委員	山本 寿延	利男 潔	
		同 同	圓井 潔	同 同		農業振興課		監査委員	山本 寿延	利男 潔	
						特記事項なし。					
						農産園芸課					

(1) 鳥取県経済農業協同組合連合会に対し、野菜優良系統選抜は設置事業で138,000円(事業費417,000円)の補助金を交付しているが、補助金の交付申請書は昭和44年9月10日にされ、その交付決定通知は昭和45年2月27日に行なわれている。補助金の交付申請および交付決定通知は事前主義を原則としており、これらの処置は早期に行なうべきである。

畜産課
蚕糸課
林務課

特記事項なし。

造林課

(1) 鳥取県緑化推進委員会が実施した緑化運動、緑化奨励、募金事業等に対し、補助金400,000円を交付しているが、この交付申請書ならびに実績報告書に記載されている事業計画(事業実績)は、事業種目の基況説明のみで補助対象事業費に対応する事業量の記載がないのに交付決定ならばに補助金の額の確定を行なつてはいることは適当でない。

水産課
耕地課
特記事項なし。

1 監査実施箇所名

2 監査執行年月日

3 監査執行者

鳥取地方農林振興局 昭和45年8月6日 同 同 國井 潔

同 同 遠藤 寿雄

同 同 山本 寿延

八頭地方農林振興局 昭和45年8月4日 監査委員 山形 利男

同 同 圓井 潔
遠藤 寿雄

同 同 山本 寿延

倉吉地方農林振興局 昭和45年7月16日

監査委員 山形 利男
圓井 潔
遠藤 寿雄

同 同 山本 寿延

日野地方農林振興局 昭和45年6月11日

監査委員 山形 利男
圓井 潔
遠藤 寿雄

同 同 山本 寿延

日野地方農林振興局 昭和45年7月23日

監査委員 山形 利男
圓井 潔
遠藤 寿雄

同 同 山本 寿延

4 指摘事項

鳥取地方農林振興局

(1) 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例に基づき、木材業者および製材業者の登録事務を行なつてはいるが、ほとんど更新期経過後の申請であり、なかには8か月を経た後に継続更新の申請書を受理しているものがある。適期な申請、登録を受けるよう業界に対し本制度の趣旨徹底を図るよう強力な指導をされたい。

(1) 土地改良費、賃金624,500円の支出済額中、農地整備費(農業土木

調査費)において支出すべき79,500円を本費で支出していることは適当でない。

(2) 果樹園造成事業で、八東町日下部地区に3.7haの柿園造成工事に要した事業費2,022,000円に対し補助金500,000円を交付しているが、実地調査したところ、園地に至る既設道(約80m)は約1.80mの巾員で、将来拡計画の予定が立てられていない状況において、巾員4mの園内道が施行されていたが、施行部分にかかる園内道設置の効果が減殺されているものと認められる。従つて、このような状況のもとににおける該補助申請に対して、これを補助事業として採択することは、補助金の効率的執行を図る上からして適当でない。

(3) 水稲共同育苗供給施設設置事業ほか12補助事業で、市町村、農業協同組合および各種組合に補助金44,587,734円(内、県補助事業6件3,010,800円)を交付しているが、その補助金の交付決定通知をみると、例えば「水稲共同育苗供給施設設置要領に定めるところによる」とのことのみで、いづれも前記事項以外はほんらの補助条件が付されていない。間接補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条で補助金等の交付の条件を、さらに同法施行令第4条で事業完了後においても従うべき条件を付することになつている。また、鳥取県補助金等交付規則第8条第2項および第3項で、補助金の「交付決定通知書には、交付決定の内容及び補助金等の交付の条件を記載しなければならない。」ことになつていて。補助金の交付決定にあたっては、補助金等の交付目的を達成するため、補助目的に従いそれぞれ補助条件を付して交付決定を行なうべきである。

(4) 「鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律」違反の状況を毎月農林部長に報告

することになっており、2月分の違反として「カヌミ網により小鳥を捕獲した者」1名がいることを警察署より通知を受けているが違反者の住所、氏名および違反内容等が記録されていない。警察署から連絡を受めた場合でも上記のほか必要事項を詳記して上司に報告すべきである。

倉吉地方農林振興局

(1) 製作況調査を委託料51,000円をもつて委託契約し、これを支出しているが、委託料にかかる算定基礎がないまま前記委託料を終定していることは適当でない。明確な基礎に基づいて算定した委託料の額で約定すべきである。

(2) 保育事業で、賃金の予算令達のない時期に境界測量、植栽地測量等のため1か年間の雇用を行ない雇用のつどその賃金を支出しているが、支出の原因となる雇用とは支出負担行為であるので、該支出負担行為は当該予算の令達の範囲内で行なうべきである。

(3) 桑園集団化事業で、三朝町福山地区に事業費3,114,000円をもつて施行する桑園造成工事に対し補助金380,000円の交付決定通知を行なつたところ、その後、造成地の権利関係の調整がつかないため補助事業を廢止し、補助事業者からその廃工届がなされているがこれに対し鳥取県補助金等交付規則第11条に基づくその承認を行なっていない。また、補助金の交付決定の取消通知をせず、補助金の額の確定を行なつていることは適正でない。補助事業の廃工届があつた場合は、同規則第11条によりその承認を行ない、かつ、すでに補助金の交付決定通知をしている額について、同規則第20条第3項により当該補助金の交付の決定の取消通知を発すべきである。

農林省

- (4) 岐阜県農道整備事業で、東伯町別宮地区および赤崎町別所地区に延長1,200m、全巾員3mの農道開設工事の施行に要した事業費4,800,000円に対し補助金1,680,000円を2町に交付しているもので、当該補助農道は、単県土地改良事業実施要領第5で「農道の有効巾員は3m以上である」と。ただし、知事が必要と認めるものにあっては、「2m以上とする」という原則規定(例外規定)を定めているが、その例外規定を根拠にして前記2か所の農道巾員は3mと設計されている。いかなる事由で全巾員3mの施行を要するものであるかの記載がないままこれを認めていることは同要領第5の原則規定に照し適当でない。このような場合は、有効巾員3m以上では施行できない事由を記載した書面を提出させ、その承認手続をとらせるべきである。
- (5) 「鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律」に基づく知事の権限に属する事務のうち第4条(甲乙丙三種の狩獵免状の交付)、第12条(鳥獣の捕獲若しくは鳥類の卵の採取の許可證の交付)、第13条(捕獲した鳥獣の飼養許可證の発行)の事務は地方農林振興局長の専決事項であり、これがため知事印を押した当該証書を事前に相当枚数送付されているが、その保管方法および事務処理が適切になされていない。
- 米子地方農林振興局

- (1) 農協合併助成事業で、鳥取県農林団体組織整備助成条例第2条第1項に基づき「合併農協に対し、合併に因る調査研究のために要した経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費」として補助金100,000円(定額)を交付しているが、その補助金の交付申請書ならびに実績報告書には同条例第2条第1項に定める「合併に関する調査研究のために要した経費(内容)」が記載されていない。前記

提出書類には同条例第2条第1項に定める「合併に関する調査研究のために要した経費」を記載した書類を添付させ、これに基づき補助金の交付にかかる過否の審査、決定および補助金の額の確定等補助金交付事務の適正を期するよう留意されたい。

- (2) 木材業者および製材業者の登録は鳥取県木材業者及び製材業者登録条例第3条および第4条の規定に基づき「事業開始後30日以内又は有效期満了の日(毎年3月31日)までに登録申請を知事に提出しなければならない。」ことになっているが、その申請書をみると4月に受理したもの85件(52.5%)、5月以降に受理したもの77件(47.5%)となっている。過期に申請するよう適切な指導をされたい。

山野地方農林振興局

- (1) 挥発油税財源整備農道整備事業で、日南地区に施行した工事は工期6月20日から12月25日までに完成しているが、用地取得契約は工事完成直前の12月1日付けで締結し、支払は全額とも所有権移転登記未済のまま翌年1月12日に支払っているけれども、これらについて今後次の点に留意されたい。

ア 用地取得の契約は、工事着手前に完了すべきものであること。

- イ 代金支払は、売買契約第4条第1項の規定どおり登記完了後を原則とし、同条第2項ただし書の規定は安易に適用すべきでなく、特に必要と認められる事案については承認をとるようにされたい。
- (2) 挥発油税財源整備農道整備事業で、江府地区に施行した工事についても用地取得契約は12月25日の工事完成後の翌年1月16日に締結しているが、工事着手前に完了すべきものであること。

各地方農林振興局

(1) 単県助成にかかる補助金の交付にあたり、補助事業完了後または検査完了後ににおいて補助金を概算払により交付しているものがあるが、補助金の概算交付の特質あるいは補助金の概算払制度趣旨の運用上からして前記状況のもとにおける概算払による補助金の交付手続は非能率でその実益は認められない。早く実績報告書を提出し、すみやかに補助金の額の確定を行ない精算払による補助金の交付手続をすることが適当である。

(2) 保安林の保全のための保安林保護巡回委託契約を各市町村長と締結しているが、その事業計画をみると巡回期間が8月から翌年3月31日までとし、その間適宜巡回することになっている。

保安林の風被害および火災、盜伐等人为的侵害を防止するためには年間を通じて巡回する要があると思われる所以年度当初から契約を行ない巡回できるよう検討されたい。

鳥取、倉吉、米子地方農林振興局

(1) 農業倉庫整備事業で、鳥取市農業協同組合ほか9組合が農業倉庫建築に要した事業費255,026,643円に対し補助金6,000,000円を交付した。当該事業の検査は振興課職員が行なっているが、その検査調書をみると、当該倉庫が補助要領に定める基準に達するものであるかどうかについて施設設備の検査およびその記録が行なわれていない。また設計書および工事施行の適否の判定のできる技術者は配置されておらず、補助事業者から提出された書類をそのまま認めている実情である。建物、構造物の検査は総務部検査課に依頼して行なう配慮が必要である。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県気高農業 昭和45年5月29日 山形 利男

改良普及所

同 國井 澄
奥田憲太郎

同 同

鳥取県東伯農業 改良普及所

監査委員 山形 利男
遠藤 美雄
奥田憲太郎

鳥取県西伯農業 改良普及所

監査委員 山形 和男
遠藤 美雄
奥田憲太郎

4 指摘事項

鳥取県気高農業改良普及所

(1) 土木部所属の旧鳥取市木出張所気高駐在所（土地374m²、建物174.9m²）を、鳥取県公有財産事務取扱規則（第8条）に定める所属換の専務手続を行なわずして現在当普及所が使用しているが、同規則に定める所定手続を早期に行なうべきである。

鳥取県東伯農業改良普及所

(1) 農業改良普及所（短期生生活教室開設事業）で、会場借上料4,000円、家計記帳手当5,000円を支出しているが、いざれも齋長に支出負担行為の手続をとらず、支出側の決裁によつて支出していることは適正でない。

鳥取県西伯農業改良普及所

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
鳥取県農業試験場 昭和45年4月7日 山形 利男

(本 場)

報 公 墓 験

昭和45年5月20日 同 圓井 深

(西伯分場)

昭和45年6月12日 同 遠藤 寿雄

(日南試験地)

同 奥田憲太郎

4 指摘事項

(1) 農業構造改善事業等の補助事業において、土壤の定性分析などを補助事業者から依頼を受け、または、補助事業者または特定の者から農業改良普及所が前記分析の依頼を受け、同所はそれをさらに当場に依頼して、これを当場がその土壤の分析検査を行なっているが、その手数料は徴収していない。これらの土壤の分析検査は、特定の者のためにするものであると解されるので、農業試験場依頼分析手数料条例に基づき当該手数料を徴収すべきものである。

1 監査実施箇所名

鳥取県果樹試験場

2

監査執行年月日

昭和45年4月13日

3

監査執行者

監査委員 山形 利男

4

指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県食品加工研究所 昭和45年6月10日

同 同 圓井 深

4 指摘事項

(1) 当所において二十世紀梨のCA貯蔵梨外4点の生産物を130,875円で

売却処分しているが、これらの売却価格の評定は生産費を基礎として算定されているものの年度当初に決定したもの、あるいは6か月～8か月以前に決定されているもの等その価格が現状にそぐわない面が見受けられるので売却に当つては妥当な価格の評定により決定する必要がある。また本貯蔵梨は鳥取県果実農業協同組合連合会との間に委託販売契約を締結してこれに基づいて販売を行なっているが終契書による

と「乙は甲より受領した生産品の販売状況を精算書により速かに甲に報告しなければならない。」また販売金額は「乙が市場において売却する妥当な価格」となつているにもかかわらず精算書による報告がなく、上記価格評定決定額で出荷日付で収入の調定を行なっているが調定は精算書の報告に基づいて額を確定するものであるから適法な事務処理をされたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県畜産試験場 昭和45年4月13日

4

監査委員 山形 利男

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県畜産試験場 昭和45年4月27日

4

監査委員 山形 利男

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県食品加工研究所 昭和45年6月10日

同 同 圓井 深

4 指摘事項

(1) 内用雌種鶏の制限給餌に関する試験のための飼卵400個を國立種畜

報公県取戻(昭和45年12月25日)

場から購入へふ化し、うち123羽のひなを生産しているが、生産報告簿による実績数量をみると、雛卵購入数量を「生産数量」として処理している。生産報告の時期については「農林水産関係試験研究機関等における生産品事務取扱要領の制定について」の通知により処理された。

1 监査実施箇所名	2 监査执行年月日	3 监査执行者	4 指摘事項
鳥取県蚕業試験場	昭和45年5月27日	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 遠藤 寿雄 同 奥田憲太郎	

特記事項なし。

1 监査実施箇所名	2 监査执行年月日	3 监査执行者	4 指摘事項
鳥取県立農業經營 大学校	昭和45年4月23日	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔 同 奥田憲太郎	

(1) 特記事項なし。
鳥取県米子家畜保健衛生所

1 监査実施箇所名	2 监査执行年月日	3 监査执行者	4 指摘事項
鳥取県鳥取家畜 保健衛生所	昭和45年4月7日	監査委員 圓井 潔 同 遠藤 寿雄 同 奥田憲太郎	
鳥取県倉吉家畜 健衛生所	昭和45年4月23日	監査委員 山形 利男 同 圓井 潔	

鳥取県米子家畜
保健衛生所

監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
鳥取県種畜場	昭和45年5月26日	監査委員 山形 利男 同 遠藤 寿雄 同 奥田憲太郎

4	指摘事項 特記事項なし。	1	監査実施箇所名 鳥取県久米ヶ原 鳥取県繩檢定所	2	監査執行年月日 昭和45年 7月17日	3	監査執行者 山形 利男 圓井 潔
1	監査実施箇所名 鳥取県農業試験場	2	監査執行年月日 昭和45年 5月14日	3	監査執行者 山形 利男 圓井 潔	4	指摘事項 記事項なし。
1	監査実施箇所名 鳥取県水産試験場 (本場)	2	監査執行年月日 昭和45年 6月22日	3	監査執行者 山形 利男 圓井 潔	1	監査実施箇所名 管 理 課
1	監査実施箇所名 鳥取県當境漁港市場	2	監査執行年月日 昭和45年 5月18日 (境港分場)	3	監査執行者 山形 利男 圓井 潔	2	監査執行年月日 昭和45年10月16日
4	指摘事項 特記事項なし。	4	指摘事項 記事項なし。	3	監査執行者 山形 利男 圓井 潔	3	監査執行者 山形 利男 圓井 潔
1	監査実施箇所名 鳥取県當境漁港市場	2	監査執行年月日 昭和45年 5月18日	3	監査執行者 山形 利男 圓井 潔	4	指摘事項 記事項なし。
4	指摘事項 特記事項なし。	4	指摘事項 記事項なし。	1	監査実施箇所名 都市計画課	2	監査執行年月日 昭和45年10月 8日
1	監査実施箇所名 鳥取県當境漁港市場	2	監査執行年月日 昭和45年 5月18日 (境港分場)	3	監査執行者 山形 利男 圓井 潔	3	監査執行者 山形 利男 圓井 潔
4	指摘事項 特記事項なし。	4	指摘事項 記事項なし。	4	監査委員 山形 利男 圓井 潔	4	指摘事項 記事項なし。
1	監査実施箇所名 鳥取県當境漁港市場	2	監査執行年月日 昭和45年 5月18日	3	監査執行者 山形 利男 圓井 潔	1	監査実施箇所名 都市開発課
4	指摘事項 特記事項なし。	4	指摘事項 記事項なし。	2	監査執行年月日 昭和45年10月 7日	2	監査委員 山形 利男 圓井 潔
1	監査実施箇所名 鳥取県當境漁港市場	2	監査執行年月日 昭和45年 5月18日	3	監査執行者 山形 利男 圓井 潔	3	監査委員 山形 利男 圓井 潔
4	指摘事項 特記事項なし。	4	指摘事項 記事項なし。	4	監査委員 山形 利男 圓井 潔	4	指摘事項 記事項なし。

砂防課

昭和45年10月7日

同 圓井潔
同 遠藤利雄
監査委員 山形利男

建築課

昭和45年10月15日

同 圓井潔
同 遠藤利雄
監査委員 山形利男

4 指摘事項

管理課

(1) 土地開発基金で県庁周辺整備のための土地取得にあたり、これの需用計画書の提出、土地取得計画の決定、通知等の手続きがとられていなかった。

「鳥取県土地開発基金の管理について」の通知により適正に処理されたい。

道路課

昭和45年5月15日

鳥取県倉吉土木出張所 昭和45年5月29日
監査委員 山形利男
同 圓井潔
奥田憲太郎

都市計画課

昭和45年6月12日

鳥取県根雨土木出張所 昭和45年5月22日
監査委員 山形利男
同 遠藤利雄

4 指摘事項

河港課

昭和45年6月12日

砂防課
特記事項なし。

建築課

(1) 県営住宅の退居届後の検査の結果、障子、ふすまの張替えおよび量

(1) 県営住宅の退居届後の検査の結果、障子、ふすまの張替えおよび量の修繕等を入居者に命じた場合、この確認が行なわれていないものが見受けられたが、住宅の明け渡し日(家賃計算の終期)にも影響するので確認を励行するよう留意されたい。(倉吉・米子)
(2) アスファルトプラントを昭和44年10月4日に検査していたが、これ

の修繕等を入居者に命じた場合、この確認が行なわれていないものが見受けられたが、住宅の明け渡し日(家賃計算の終期)にも影響するので確認を励行するよう留意されたい。

を据付けるプラント台および整地等の関連工事が遅延したため、年度末に至るまで遊休の状態にあつた。

関連工事の進捗を考慮して適期に発注をするよう、予算の効率的執行に留意されたい。(根雨)

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県佐治川治水ダム 昭和45年7月21日 同 圓井 淳

建設事務所

同 遠藤 寿延

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

出 納 室 昭和45年10月12日 監査委員 山形 利男
同 同 圓井 淳

同 同 遠藤 寿延

4

指摘事項
特記事項なし。

1

監査実施箇所名

2

監査執行年月日

3

監査執行者

監査実施箇所名

2

監査執行年月日

3

監査執行者

総務課

4

指摘事項

教職員課

5

監査委員

6

監査委員

昭和45年10月15日

7

監査委員

8

監査委員

山形 利男

9

山形 利男

10

山形 利男

圓井 淳

11

圓井 淳

12

圓井 淳

遠藤 寿延

13

遠藤 寿延

14

遠藤 寿延

山本 寿延

15

山本 寿延

16

山本 寿延

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

社会教育課	昭和45年10月27日	監査委員 山形 利男	監査報告の補助対象経費は467,570円となっている。補助金交付の補助条件として補助事業の内容、その他申請にかかる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないことになっているが、承認手続がとられていない。補助条件にしたがつて適正な事務処理をされたい。
体育保健課	昭和45年10月27日	監査委員 山形 利男	(3) 文化施設建設のための寄附金300,000円が組入で受け入れられていったが、寄附金として収入すべきである。
福利課	昭和45年10月27日	監査委員 山形 利男	体育保健課
総務課	同	圓井 澄	福利課
教職員課	同	遠藤 寿雄	特記事項なし。
指導課	同	山本 利男	監査実施箇所名
社会教育課	同	圓井 澄	監査執行年月日
	同	遠藤 寿雄	監査執行者
	同	山本 利男	同 同 奥田憲太郎
4 指摘事項	1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者
特記事項なし。	鳥取県立鳥取図書館	昭和45年4月8日	圓井 澄
(1) 鳥取歴史7巻の内昭和44年度に第1巻及び第2巻を各500部を刊行(印刷)して鳥取図書館へ一括交付していたが、保管換の手続がなされていない。鳥取県物品事務規則の定めるところにより適正な事務処理をされたい。	鳥取県立米子図書館	昭和45年4月16日	監査委員 山形 利男
(2) 鳥取県PTA総連合会に対して200,000円の補助金を交付していたが、補助金交付申請書による補助対象経費522,000円に対しても事業実	同	同 圓井 澄	同 同 遠藤 寿雄
4 指摘事項	1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者

鳥取図書館
特記事項なし。

米子図書館

(1) 図書館の利用規程で貸出利用中の資料を紛失、汚損若しくはき損したときは、利用者がこれを弁償することとし、弁償は同本文は代本としているが、弁償せた図書の受入れが寄附物品として処理されることは適当でない。鳥取県物品事務取扱規則第47条の規定によりじ

失物品として取扱うようにされたい。

(2) 米子市から借り入れしている当館の敷地の貸借契約を締結することについては、前年度定期監査で指摘したところであるが未契約となつてある。早急に契約を締結されたい。

(3) 境港市から昭和44年度 100,000円相当の図書の委託を受けることとし、昭和45年1月末現在99冊の図書を受領して管理しているがこれが取扱が明確でない、既存の図書館利用規程を整備し、寄託図書の取扱を明確にされたい。

1 監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者	4 監査結果	5 監査員	6 課題	7 指定者	8 指定年月日	9 指定者	10 指定年月日
鳥取県立鳥取	昭和45年 6月23日	監査委員 山形 利男	鳥取県立八頭	監査委員 山形 利男	監査委員 山形 利男	奥田憲太郎	昭和45年 2月13日	監査委員 山形 利男	昭和45年 2月13日
東高等学校	昭和45年 6月22日	同 遠藤 寿雄	高等学校	監査委員 山形 利男	監査委員 山形 利男	圓井 潔	同	圓井 潔	同
西高等学校	同 圓井 潔	同 遠藤 寿雄	同	監査委員 山形 利男	監査委員 山形 利男	遠藤 寿雄	同	遠藤 寿雄	同
鳥取県立鳥取	昭和45年 2月16日	監査委員 山形 利男	鳥取県立智頭	監査委員 山形 利男	監査委員 山形 利男	奥田憲太郎	昭和45年 5月15日	監査委員 山形 利男	昭和45年 5月15日
商業高等学校	同 圓井 潔	同 遠藤 寿雄	農林高等学校	同 同	監査委員 山形 利男	遠藤 寿雄	同 同	遠藤 寿雄	同 同
						奥田憲太郎			

鳥取県立青谷高等学校	昭和45年5月29日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 奥田憲太郎	鳥取県立米子東高等学校	昭和45年4月28日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 奥田憲太郎
鳥取県立倉吉高等学校	昭和45年5月28日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 奥田憲太郎	鳥取県立米子西高等学校	昭和45年4月28日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 奥田憲太郎
鳥取県立倉吉高等学校	昭和45年4月10日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 奥田憲太郎	鳥取県立米子西高等学校	昭和45年4月28日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 奥田憲太郎
農業高等学校	昭和45年7月15日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 奥田憲太郎	鳥取県立米子南商業高等学校	昭和45年4月28日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 奥田憲太郎
鳥取県立倉吉高等学校	昭和45年7月15日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 遠藤 寿雄	鳥取県立米子工業高等学校	昭和45年6月11日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 遠藤 寿雄
農業高等学校	昭和45年5月28日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 山本 寿延	鳥取県立境高等学校	昭和45年5月19日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 山本 寿延
鳥取県立倉吉高等学校	昭和45年7月15日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 遠藤 寿雄	鳥取県立境水産高等学校	昭和45年5月19日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 遠藤 寿雄
工業高等学校	昭和45年5月28日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 山本 寿延	鳥取県立境港工業高等学校	昭和45年5月19日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 山本 寿延
鳥取県立由良育英高等学校	昭和45年5月28日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 高等学校	鳥取県立根雨高等学校	昭和45年5月21日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 高等学校
鳥取県立達良農業高等学校	昭和45年7月24日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 鳥取県立日野農業高等学校	昭和45年6月12日	監査委員 山形 利男 同 同	圓井 潔 鳥取県立日野農業高等学校	昭和45年4月8日

<p>4 指摘事項</p> <p>各県立学校</p> <p>(1) P T A の所有にかかる財産並びに物品が各県立学校に相当件数あるが、現実に学校が使用し、管理していることにかんがみこれを県へ寄附採納を行ない維持管理に遺憾のないようにされたい。</p> <p>鳥取農業、青谷、倉吉東、倉吉産業、米子南商業高等学校</p> <p>(1) 校舎の改装並びに修繕工事等で予定価格調書を作成せず入札（見積）を執行していたが、会計規則第127条（第137条で準用）の定めるところにより予定価格調書を作成されたい。</p> <p>鳥取東、鳥取商業、鳥取工業、岩美、八頭、倉吉産業、山良育英、養農農業、境水産、根雨、日野産業高等学校、聾学校</p> <p>(1) 卒業生等から寄贈を受けた物品を、正規の寄附受納手続を行なうことについては、前年度の定期監査で指摘したところであるが、未だその手続がなされていない。鳥取県物品事務取扱規則第9条の定めるところにより受納手続をとられたい。</p> <p>鳥取工業、倉吉工業高等学校</p> <p>(1) 使用不能となつた備品を不用品として決定し、不用品処分伺書に原材料として使用する旨を附記して使用していたが、他の用途に使用する場合は、鳥取県物品事務取扱規則第26条の規定により分類換えの手続きを行なうようにされたい。</p> <p>鳥取農業、智頭農林高等学校</p> <p>(1) 種豚が病死したためこれを不用品として棄却処分に付されていたが、このような場合は物品事務取扱規則第46条の定めるところにより、事</p>	<p>同 奥山憲太郎</p> <p>鳥取西高等学校</p> <p>(1) 授業料の納期内収入率は定期制が33%で低調である。納期内収納にいつそう努力されたい。</p> <p>鳥取農業高等学校</p> <p>(1) 生産品処理簿の記帳が適正でない。生産品の報告及び引継ぎは生産品処理簿により生産主任が実習主任を経て行なうことに留意し、県立高等学校実習特別会計取扱要領の定めるところにより、適正な事務処理をされたい。</p> <p>岩美高等学校</p> <p>(1) 生徒の休学許可で許可年月日が明確に記録されていないものがあつた。授業料の徴収にも関連するので明確にされたい。</p> <p>青谷高等学校</p> <p>(1) 授業料免除決定者の既納授業料を払い戻すのに歳入歳出の手続きによらず払い戻しをしていたが、鳥取県会計規則の定めるところにより正規の事務処理をされたい。</p> <p>倉吉農業高等学校</p> <p>(1) 生産品（豚）の年間販売契約を締結していたが、契約書に価格は大阪市場前の枝肉上物の市価の65%掛けとなつていてもかかわらず、一定重量を超過したものについては、契約と異つた安い価格で取り引きされていたことは適当でない。留意されたい。</p> <p>養農農業高等学校</p> <p>(1) 分収造林として管理されている演習林は、校長名義で大山町長及び淀江町長と夫々契約を締結しているが、校長名義で契約を締結して</p>
---	--

いることは適当でない。知事名義で契約を締結し、地上権設定の登記を行なうようにされたい。

米子東高等学校

- (1) 当校に架設されているピンク電話の加入者は鳥取県名義となつてゐるが、特殊公衆電話契約に基づく手数料21,060円が県の歳入として収入されていない反面、基本料金及び附加使用料12,600円が歳出予算から支出されていない。事務処理を適正にされたい。
- (2) 米子市富士見町4丁目262の1番地の教職員住宅敷地37.19m²が行政財産として財産台帳に登載されているが、普通財産に分類換えを行ない管理されたい。

米子南商業高等学校

- (1) 当校の借用実習地(水田1,080m²、畑1,967m²)は農業科の廃止に伴い不用となつてゐるので、早急に解約の手続きをとられたい。
- (2) 物品(備品、動物、生産品)が西農業高等学校へ引継ぎされるが、その手続きが行なわれていない。鳥取県物品取扱規則第27条の定めるところにより保管換の手続きをされたい。

- (3) 教室間仕切工事を随意契約により107,970円で実施していたが、当該工事の設計金額は107,930円となつていて、設計金額を超過した契約を行なうことは適當でない。契約事務を厳正にされたい。

米子工業高等学校

- (1) 三相誘導電圧調整器他10点が不用品として処分されたが、不用品処分専書に金属部分は売却処分に付することとなつていて、売却されていない。早急に売却処分にされたい。

境高等学校

(1) 当校の暖房設備(ボイラー)はPTAで設置し、県費でボイラーテchnical staffを雇用して使用していたが、寄附受納がなされていない。早急に寄附受納手続を行ない施設の維持管理に遺憾のないようにされたい。

日野産業高等学校

- (1) 宿直代行員2名に対し勤務1回付600円の報酬以外に1人1回300円の賃金を支払いしてはいたが適當でない留意されたい。
- (2) 石油類(灯油)で単価契約(1ℓ当たり14円50銭)より高い価格(1ℓ当たり15円)で購入していたが適當でない。善処されたい。
- (3) 不動産(牧場)499,785m²を取得(購入)していたが、この内402,687m²については所有権移転登記未済となつてある早急に登記を完了されたい。

また、購入は実測面積によつてはいたが、登記済の97,098m²については、台帳面積75,738m²で登記をしていたので早急に地積訂正の登記をされたい。

1 監査実施箇所名

鳥取県立米子皆生学園 昭和45年4月13日

2 監査執行年月日

監査委員 山形 利男 同 圓井 潔

3 監査執行者

同 遠藤 寿雄

4 指摘事項

特記事項なし。

1 監査実施箇所名

人事委員会事務局 昭和45年6月17日

2 監査執行年月日

監査委員 山形 和男 同 圓井 潔

3 監査執行者

同 遠藤 寿雄

県政公報

同	山本 寿延	鳥取県浜村警察署	昭和45年 2月20日	監査委員 山形 利男 澤謙
4	指摘事項 特記事項なし。			
1	監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者	監査委員 山形 利男 澤謙
	地方労働委員会事務局	昭和45年 9月16日	監査委員 圓井 利男 澤謙	同 同 奥田憲太郎
	警察本部	昭和45年10月29日	監査委員 山形 利男 澤謙	同 同 遠藤 寿雄
1	指摘事項特 記事項なし。			
	監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者	監査委員 山形 利男 澤謙
	鳥取県米子警察署	昭和45年 5月25日	監査委員 圓井 利男 澤謙	同 同 奥田憲太郎
	警察本部	昭和45年10月29日	監査委員 山形 利男 澤謙	同 同 遠藤 寿雄
1	指摘事項 特記事項なし。			
	監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者	監査委員 山形 利男 澤謙
	鳥取県岩美警察署	昭和45年 2月19日	監査委員 山形 利男 澤謙	同 同 奥田憲太郎
	警察本部	昭和45年 2月19日	監査委員 圓井 利男 澤謙	同 同 遠藤 寿雄
1	指摘事項 特記事項なし。			
	監査実施箇所名	2 監査執行年月日	3 監査執行者	監査委員 山形 利男 澤謙
	鳥取県鳥取警察署	昭和45年 2月17日	監査委員 山形 利男 澤謙	同 同 奥田憲太郎
	警察本部	昭和45年 2月17日	監査委員 圓井 利男 澤謙	同 同 遠藤 寿雄
	警察本部	昭和45年 2月17日	監査委員 奥田憲太郎 澤謙	同 同 奥田憲太郎